

## 減免の対象となる範囲、その他の条件

身体障害者、知的障害者、精神障害者の方が利用する軽自動車税（種別割）の減免について、次に該当される方となります。

### 1 範囲

障害の区分		減免の対象となる範囲	
		障害者等自身が運転する場合	障害者等と生計を一にする者(注3)又は障害者等を常時介護する者(注4)が運転する場合
身体障害者	視覚障害	1級から4級まで	1級から4級まで
	聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級
	平衡機能障害	3級	3級
	音声機能障害	3級 (喉頭摘出の音声機能障害がある場合)	—
	上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級
	下肢不自由	1級から6級まで	1級から3級まで
	体幹不自由	1級から3級まで及び5級	1級から3級まで
療育手帳	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級及び2級 1級から3級まで
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級及び4級 1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から4級まで 1級から3級まで
	肝臓の機能障害		1級から4級まで 1級から3級まで
療育手帳		A	A
精神障害者保健福祉手帳		1級	1級

**注1)** 2以上の障害がある場合には、身体障害者手帳はそれぞれの級別より上位の級別が記載されることがありますが、減免にあたっては、それぞれの級別で判断しますので、必ずしも身体障害者手帳の級別とは同一ではありません。  
例えば、下肢不自由4級に該当する障害が2つ以上あり、総合等級が3級になるような場合については、生計同一者の運転では減免に該当しません。(それぞれの障害の等級は4級のため)

**注2)** 下肢不自由又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の級別が7級に該当し、他の障害を有することにより身体障害者手帳の交付を受けている者については、これらの障害の級別を6級とします。

**注3)** 「生計を一にする」とは、日常生活の資を共通にしていることをいいます。

**注4)** 「常時介護する」とは、障害者の方のみで構成される世帯の障害者の方の自動車を専ら障害者の方のために、継続して日常的に運転する場合が該当します。

### 2 その他の条件

(1) 所有者	障害者本人に限る ただし、年齢18歳未満で一定の身体障害者(注5)、知的障害者若しくは精神障害者の場合は、その方と生計を一にする者が所有する軽自動車を含みます。
(2) 運転者	障害者等自身 障害者等と生計を一にする者 障害者等を常時介護する者
(3) 台数	障害者等一人につき1台 ① 普通自動車税の減免を受けている場合はそれを取り下げてから、軽自動車税（種別割）の減免を申請してください。 ② 自動車検査証に事業用と記載されている場合は減免することができません。

**注5)** 「一定の身体障害者」とは、1「障害の範囲」の表の「身体障害者と生計を一にする者又は身体障害者を常時介護する者が運転する場合」の各欄に記載された級別に該当する身体障害者をいいます。